



The Higo Foundation for Promotion of Medical Education and Research

肥後医育ニュースレター

(題字 元理事長 徳臣晴比古)

発行所 財団法人 肥後医育振興会
〒860-0811 熊本市本荘2丁目2番1号
TEL・FAX (096) 373-5425
ホームページ <http://www.119higo.com/>
E-mail 119higo@fc.kuh.kumamoto-u.ac.jp
理 事 長 神 原 武 編 集 人 松 下 修 三
印刷所 ㈱城野印刷所 TEL (096) 286-3366(代)

理事長挨拶 （肥後医育振興会設立十二年目を迎えて）



理事長 神原 武

肥後医育振興財団は、熊大医学部創立一〇〇周年記念事業として発足したもので、熊本県における医療振興に必要な教育・研究の助成、地域医療の向上と県民の健康増進、日本国内外の医学・医療の進展に寄与することを目的として活動しています。財団設立資金は医学部教官、熊大医学部同窓会会員、更に一般の方々のご寄付によって賄われ、発足以来十三年目に入っていますが、関係の皆様のご努力により初期の目的に沿った色々の活動を行っています。「肥後医育塾」や「まいらいふ」の発行により一般市民にも知られるようになってきています。

今年度も今まで行われてきた諸活動の継続・発展、充実をはかることは当然ですが、更に新しく公益法人法が改正され、①公益法人法改正に対する対応、②公益法人法改正に対する対応、③公益法人法改正に対する対応、④公益法人法改正に対する対応、⑤公益法人法改正に対する対応、⑥公益法人法改正に対する対応、⑦公益法人法改正に対する対応、⑧公益法人法改正に対する対応、⑨公益法人法改正に対する対応、⑩公益法人法改正に対する対応、⑪公益法人法改正に対する対応、⑫公益法人法改正に対する対応、⑬公益法人法改正に対する対応、⑭公益法人法改正に対する対応、⑮公益法人法改正に対する対応、⑯公益法人法改正に対する対応、⑰公益法人法改正に対する対応、⑱公益法人法改正に対する対応、⑲公益法人法改正に対する対応、⑳公益法人法改正に対する対応、㉑公益法人法改正に対する対応、㉒公益法人法改正に対する対応、㉓公益法人法改正に対する対応、㉔公益法人法改正に対する対応、㉕公益法人法改正に対する対応、㉖公益法人法改正に対する対応、㉗公益法人法改正に対する対応、㉘公益法人法改正に対する対応、㉙公益法人法改正に対する対応、㉚公益法人法改正に対する対応、㉛公益法人法改正に対する対応、㉜公益法人法改正に対する対応、㉝公益法人法改正に対する対応、㉞公益法人法改正に対する対応、㉟公益法人法改正に対する対応、㊱公益法人法改正に対する対応、㊲公益法人法改正に対する対応、㊳公益法人法改正に対する対応、㊴公益法人法改正に対する対応、㊵公益法人法改正に対する対応、㊶公益法人法改正に対する対応、㊷公益法人法改正に対する対応、㊸公益法人法改正に対する対応、㊹公益法人法改正に対する対応、㊺公益法人法改正に対する対応、㊻公益法人法改正に対する対応、㊼公益法人法改正に対する対応、㊽公益法人法改正に対する対応、㊾公益法人法改正に対する対応、㊿公益法人法改正に対する対応、

法律は平成二十年十二月一日施行され、五年の移行期間内に現行の法人は移行の申請をしなければならない。特定公益増進法人化に努力してまいりましたが、活動範囲が熊本県に限定されていて全国的活動が見られないと判断され、特定公益増進法人の認可が与えられておらず、税法的に寄附金優遇処置が認められず、ネットクとなっていました。

ところが新しい公益法人法では、熊本県公益認定等審議会の公益法人認定を受ければ特定公益増進法人となり寄附金税制優遇処置が受けられるように改正されましたので、展望が開けてきました。また、新法では、評議会が最高意思決定機関となり理事が執行機関となること、委員には委任状出席、代理出席が認められないこと、公益性のある活動が支出の二分の一以上をしめること、次年度繰越金（遊休資産）の制限などが厳しく要求されることになっていました。

それをふまえて、我々の財団も新公益法人に移行する計画を鋭意検討して来ましたが、その中で、新しい公益活動網目として熊本県医療人育成総合会議（仮称）の年次会議を開催する案が出ています。これは医療現場ではチーム医療が当然

然のように叫ばれ定着しつつあるのに、教育現場では、各種医療人育成の学校間では総合的にそれを話し合う制度や機会が存在していないので、各種医療人育成学校の総合会議を開き、様々な角度から意見を交換し、学び合うことにより、地域医療を担う医療人の質的、量的な必要性を満たす医療人の育成（医育）のあり方を探る会にしようという計画です。

この新規活動計画も含めて平成二十二年度の事業案並びに予算案を作成し、関係申請書を七月末日に熊本県に提出いたしました。それが承認されると、肥後医育振興会の設立以来の願望であった特定公益増進法人となり、寄附金税制の優遇措置も受けられ、一層の発展を期待することが出来ると思っております。

②肥後医育振興財団ホームページについて
昨年七月三十日に維持管理を依頼している熊本日日新聞社と検討会を持ち始め、十一月十四日付で刷新いたしました。非常に見やすいものとなりました。医療関係の情報も増やしたうえで、検索できるようにいたしました。一度覗いていただければと存じます。日本人に希薄といわれるマネージメントの精神からすると、改革には検証可能な評価法が必要と言われまします。少しずつではありますが増加しているようです。また、双方向性に本会への意見ご希望を聞ける「粹」を作れないかと思っております。

③肥後医育記念館の整備
肥後医育の記念館らしく、展示室を整備する必要がありますが、展示室を整備

以上のようなことを申し上げ、本会には皆様のご支援により成り立っておりますが、皆様のご支援を切にお願いいたします。ご遠慮なく、本会に対するご意見を電話、手紙、メールなど色々なメディアを通じてお知らせ下さいませ。お願いいたします。最後になりましたが皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念してご挨拶に代えたいと思っております。

附属病院長就任にあたって

寄付とご意見



附属病院長 猪股裕紀洋

平成二十一年四月から、倉津教授の後任として院長を務めております。肥後医育振興会の皆様にご協力を借ります。ご挨拶申し上げます。

寄付文化が根付いている米国では、ほぼ各大学、あるいは大きな病院に設立されている「Foundation」があり、むしろそれが病院を設立

しているという形態も少なくありません。日本の国立大学病院でも法人化後、病院への寄付金制度を確立して税の減免措置を行いつつ浄財を運営に活かそうとする企画が各地で広がっています。あけすけに寄付をお願いすることは、特に医療分野では何か後ろめたいたいことのように感じられてきました。公的資金が細ついている現在の社会情勢からは、ひとつの経営上の工夫ともなっています。そのような仕組みが成り立つためには、支える地域

や企業と支援を受ける医学部側が双方方向で互いに有益と感じる仕掛けが必要です。附属病院は、たとえば臨床研究助成の高まりなども通じて先進医療、地域医療推進への支援をいただく代わりに、社会にそのメリットを還元する中心的立場であると自覚しています。肥後医育振興会の公益活動の一翼として、これからも役割を果たしたいと思っております。

寄付とは別に、患者さんを中心として病院運営に関するいろいろなご意見が増えています。「みんなの病院」意識の高まりでもあります。「みんなの病院」も、お褒めの言葉も増えています。病院給食の低い評価は別にしても、入院中のケアに対する感謝を文字にしたお手紙もいただきました。一方、クレームの多くは、「接客」に関することです。診察までのアクセス案内、すれ違う職員の歩き方、笑顔

の無、駐車場から含めすべての待ち時間、医師が顔を見てくれたか、挨拶してくれたか、……、全職員の根底にあるやさしさが、「接遇」を通して患者に伝わるかどうか、といううわべのことでは何も解決しません。心の余裕からやさしさを表面に引き出せるような環境整備が多々の面が必要ですが、病院独力で限界に近いのも事実です。甘えと言われそうですが、職員の最大限の努力の上で、地域や関係の力がたがたにも支えていたきたという思いがあります。

現在二十三年度からの外来棟建設に向けての準備が始まっています。学長からも「元気がなくなるくらい暗いイメージ」と酷評される外來建物を一新し、名実ともに明るい病院玄関を数年後に開けるようにさらに職員一同がんばりたいと思っております。